

国際協力銀行（JBIC）の海外インフラ支援事業に関する要望

わが国政府は、成長戦略の重要な柱の1つとしてインフラシステム輸出を位置づけており、2016年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」においても、今後5年間にインフラ分野に対して、約2,000億ドルの資金等を世界に供給する目標が掲げられた。当会は、今後本格化するJBICの特別業務については大いに期待しており、この機会にJBICのインフラ支援事業に関する業務の更なる機能の充実と改善を求めた要望をまとめ、2016年12月28日に会長名にて財務大臣、経済産業大臣、外務大臣、および国際協力銀行総裁に提出した。

国際協力銀行（JBIC）の海外インフラ支援事業に関する要望

2016年12月28日
一般社団法人 日本貿易会
財務委員会

本年5月に公表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」においては、世界全体に対するインフラ案件向けリスクマネーの供給拡大、質の高いインフラ輸出のための更なる制度改善、関係機関の体制強化と財政基盤確保が打ち出された。

これまで日本貿易会では、「質の高いインフラシステム輸出の国際競争力強化に向けた要望」（2015年10月）等を提出し、わが国のインフラシステム輸出の国際競争力強化に向けてJBICの更なる機能の充実と改善を要望してきた。今回、上記施策を受け、JBIC法の改正により「特別業務勘定」が設定されたことによって、JBICの事業リスクシェアの機能が強化されたことは、官民協力の下での輸出支援という枠組みの中で非常に意義あるものとして評価している。今後は、サブソブリンリスクのシェアやエクイティ供給機能等の強化により、民間主導のインフラプロジェクトが増加し、海外インフラ支援事業の更なる活性化に繋がるものと考えている。また、現地通貨建ての長期融資の枠組みは、昨今増加している新興国PPP案件の重要な課題である為替リスクを軽減させるものであり、日本企業にとって魅力あるものと考えている。

JBICは、海外資源の開発・取得、わが国産業の国際競争力の維持・拡大に重要な役割を担っており、JBIC法改正による法整備がなされ、今後本格化する特別業務については大いに期待しており、この機会にJBICのインフラ支援事業に

関する業務について更なる機能の充実と改善を下記の通り要望する。

記

1. リスクテイクについて

JBIC のリスクテイクは、保守的であり、サブソブリンや民間企業クレジットリスクへの対応は実質難しいという理解であった。特別業務の開始に際しては、次の積極的なリスクテイクを検討して頂きたい。

(1) 更なるリスクテイク

プロジェクト案件に対して、サブソブリンリスク、ライダーシップリスク、マーケットリスク等の積極的なリスクテイクを検討して頂きたい。

優先順位としては、サブソブリンリスクに重点を置いた検討をお願いしたく、サブソブリンリスクについては柔軟な対応を頂くと共に実現可能性のある適格要件の下での運用をお願いしたい。

(2) 競争力のある金利適用

今般の特別業務運営においては、更なるリスクを取る見合いとして相応の金利が付加される方向性での整理が進められていると理解しているが、例えば、輸出信用における国際競争入札といった一定の条件を満たす場合は、従来の競争力のある OECD ガイドライン金利をベースとした競争力のある金利適用を検討頂きたい。

(3) 融資比率の引き上げ及び市中優先償還

インフラ事業にて協調融資を行う場合、市中銀行が取りきれないリスクに対して、融資比率の引き上げ及び市中優先償還の対応を検討して頂きたい。

(4) 適用要件に関する運用基準の明示

適用要件については、可能な限り分かりやすい運用基準を示して頂き、柔軟な対応をお願いしたい。

2. ファイナンス手法の柔軟化、長期融資の多様化

現地通貨建て長期融資の枠組みは、今回の JBIC 法改正により実現頂いたことに深謝する。一方で、案件規模が、プロジェクト・M&A とともに大型化し、今後も莫大な資金需要が見込まれ、市中銀行をとりまく環境（バーゼル規制、外貨調

達環境)も厳しくなっている。このような状況下、他国との競争を踏まえ、引き続き競争力のあるファイナンスでの支援をお願いしたい。また、JBICの良質な資金への期待は大きく、本邦事業者の参画・事業権取得のために、特別勘定を活用した次の柔軟でかつ、一層踏み込んだ支援を検討して頂きたい。

(1)ファイナンス手法の柔軟化

- ・プロジェクトファイナンス案件のセキュリティ要件等について、民間銀行が求める以上にJBICは比較的厳格な条件を要求するケースがある。民間銀行の手法やノウハウを取り入れる部分を検討して頂きたい。
- ・案件が複雑化、多様化している中、ハイリスク・プロファイル案件においては、建設期間中は途中のExitも覚悟で関与しており、それが完工できた時には、リファイナンス、リキャップ、一部売却等を行い、出資金をある程度回収するケースもある。案件の規模や所在国によっては、完工後であっても、市場や民間だけでは調達が厳しいケースがあるため、JBICのサポートは必要であることを認識頂き、リファイナンス案件への対応や日系企業の一部売却に対して柔軟な対応をお願いしたい。
- ・投資リサイクルの観点から、投資金融等における融資期間中のスポンサーのExit制限について、運用緩和を検討して頂きたい。

(2)長期融資の多様化

- ・インフラ案件は投資回収に10年以上かかるケースが多いため、現地通貨建て長期融資も10年超を前提に、現実的に対応可能な通貨を明確化して頂きたい。
- ・長期融資が難しい通貨は現地の金融制度改革や地場銀行支援等による改善、または現地PPP法でドル融資が可能となるようドルリンク等のタリフ制度化の支援等を検討して頂きたい。
- ・現地通貨建て案件への支援強化のため、外国通貨建て長期借入の他の資金調達手法の多様化をお願いしたい。

3. 他の政策金融機関との連携

プロジェクト事業規模が大型化している中、他の政策金融機関との協調融資の機会が増加していることに鑑み、他の政策金融機関との連携に関して、次の柔軟な対応を検討して頂きたい。

(1) 世界銀行グループ、地域開発銀行等との協業

世界銀行グループ、地域開発銀行等との積極的な協業姿勢を期待する。例えば、TICAD で注目されているアフリカ等では、IFC 等の世界銀行グループや地域開発銀行のプレゼンスは高く、カントリーリスクを考えると、それら銀行の関与が対政府で抑止力として働くことがあり、JBIC とこれら金融機関の協調は大きなベネフィットになる。

また、IFC、MIGA 等の一部マルチラテラルとの協調融資について、政府系機関の間で利害調整を図り、現状は難しいとされている Preferred Creditor Status 問題を整理することで、協調融資による巨額案件への支援が実現可能になるよう検討して頂きたい。

(2) JBIC と JICA のデマケーションの明確化

JICA の海外投融資は「既存の金融機関による貸付または出資では事業が成立しないこと」が要件となり、事実上の JBIC 先議権があると理解しているが、案件開発の初期段階でいずれの機関の担当となるか分からない不都合があり、透明性のあるデマケーションルールの明確化（例えば、国の所得と産業分野のマトリックスで分類する等）を検討頂きたい。

4. 体制強化、審査の一層の迅速化

プロジェクトのリスクストラクチャーが多様化し、JBIC はタイトなスケジュールの中で迅速な意思決定を求められることも増えている。そのような現状に鑑み、JBIC の人員の拡充が図られていることについては、審査の迅速化や案件取り組みにおいて重要と考えており、今般の予算措置において人員増が大幅に認められたことについては、産業界の要望を汲んで頂いたことにも繋がり、ありがたい。一方で、高度化しているインフラプロジェクトのファイナンス面における助言や審査の迅速化の観点、加えて特別業務における更なるリスクテイク検討の円滑なる推進のため、人材育成と共に即戦力となる人材の確保を検討願いたい。また、例えば融資関連業務に係る事務(オペレーション)等について、可能な限り民間銀行に対してアウトソースを行うことで案件対応への人員シフトが可能となるような効率化の方策についても検討頂きたい。

5. 個別案件の事業化について

現在、重点地域としているアジア・アフリカ諸国での本邦企業の案件を事業化するためには、現地通貨でのファイナンスを含む、多様な金融支援が必要で

ある。また、現地制度の改正や国家を挙げての投資呼び込み等、政府間レベルの活動は必要であり、政府による本邦企業の更なるバックアップをお願いすると共に、個別案件の事業化に向けて、次の事項について検討して頂きたい。

(1) 与信枠の増額

- ・ 国別与信枠がタイトになっている国がある。JBICの資本の充実や特別業務新勘定を利用することで、柔軟な与信枠の増額を検討頂きたい。
- ・ 大型案件が特定の国で続く場合には、経過措置等も含めて、当該国への取り扱い方針を示すことにより、民間業者が円滑に事業を進められるようにして頂きたい。

(2) 政府間での働きかけ

- ・ イラン案件は引き合いが増加しており、経済産業省、JBIC、NEXIとイラン経済財務省間で締結した協力覚書によるファイナンス・ファシリティを活用できるように継続して検討頂きたい。
- ・ 欧米の対ロシア、対イランなどの経済制裁に伴い、欧米に拠点を有する邦銀は自主規制により対象国への融資に慎重な姿勢を取っている状況下、JBIC単独100%融資の許容やEPRGカバー、協調融資比率の緩和の他、制裁関連諸国との決済を可能ならしめるスキーム構築について、関係各省庁との調整、検討頂くことが必要である。

6. その他

その他、次の事項について、検討して頂きたい。

- ・ 海外展開支援融資ファシリティの2年延長に感謝する。同ファシリティの支援対象に、資源エネルギーに係らないインフラ案件等についても、明確に対象として頂きたい。
- ・ 特別勘定の具体的な運用に関するガイドラインを早期に示して頂きたい。

以 上